

令和7年10月1日

日本維新の会 安全保障調査会

インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース

I 問題意識

国力発露の手段は、「DIME」(Diplomacy, Information, Military, Economy)に集約される。外交、情報、軍事、経済の4つである。大東亜戦争後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく軽武装・経済重視の路線を歩んできた。要するに、DIMEのうち、外交(D)と経済(E)に重きを置き、情報(I)と軍事(M)を劣位に置いてきたと言える。

しかし、国際安全保障環境の変化に伴い、朝鮮戦争勃発後の逆コースから始まり、自衛隊創設、60年安保改定、湾岸戦争後から21世紀初頭の有事法制整備、第二次安倍政権の平和安全法制に至るまで、依然不十分であるものの、軍事(M)面での改革が進められてきた。軍事(M)面での更なる能力向上の加速化を図るため、本年9月18日、我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』を公表し、憲法9条改正に加え、同盟構想を含む国防構想の更新を提唱した。

本年は、戦後80年。80年にわたる我が国の戦後の歩みの中で、我が国が、国力発露の手段のうち最も軽視してきたのが、情報(I)である。中核たる国家機能の一部に欠陥があったと言わざるを得ない。しかし、昨今の国際安全保障環境の悪化は、それを許さない。従来から存在する中朝同盟に加え、昨年には露朝同盟が締結され、中露協商という状態が成立しているなど、中国、北朝鮮及びロシアの大陸国家群が連携を深化させ、脅威が増大している¹。我が国にとり、21世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。同盟国及び同志国との連携を通じて我が国の安全保障を確保するためには、我が国の国力発露の手段で欠落している情報(I)面の強化、即ちインテリジェンスに関する国家機能の強化が必須である。

¹ 日本維新の会 憲法改正調査会・安全保障調査会(2025年)、『21世紀の国防構想と憲法改正』。

II インテリジェンスとは

一般的に、インテリジェンスは、機能×領域で表される。機能（Function）は、①諜報（Intelligence collection）、②防諜（Counter-intelligence）、③非公然活動（Covert action）の3つに分類される。また、領域（Domain）として、非軍事領域（Civil intelligence）及び軍事領域（Military intelligence）が存在し、非軍事領域は、担当する地理的範囲（Geographic orientation）別に、対外インテリジェンス（Foreign intelligence）及び対内インテリジェンス（Domestic intelligence）が存在する。

また、インテリジェンスに関する主な手法（Discipline）は、HUMINT（人的情報）、SIGINT（通信・電波情報）、IMINT（画像情報）、MASINT（測定・特性情報）、TECHINT（技術情報）、OSINT（公開情報）等が挙げられる²。

国家作用としてのインテリジェンスは、上記の3機能×2領域を包括的に有することが国際標準である。戦後の我が国は、これらを総合的に強化することを怠ってきたが、昨今、この国家機能の欠缺状態を回復するうねりが大きくなっている。2014年に施行された「特定秘密保護法」や、昨今議論が巻き起こっている「スパイ防止法」と形容されるものは、②防諜に係る「防諜法規」の一分野である。また、本年に制定されたサイバー対処能力強化法及び同整備法に基づく「能動的サイバー防御」（Active Cyber Defense）も、防諜施策の一つと言える。

今般、我が党「インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース」が提言するインテリジェンス改革に関する中間論点整理は、上記うねりの一環である。

² HUMINT（Human Intelligence、人的情報）、SIGINT（Signals Intelligence、通信・電波情報）、IMINT（Imagery Intelligence、画像情報）、MASINT（Measurement and Signature Intelligence、測定・特性情報）、TECHINT（Technical Intelligence、技術情報）、OSINT（Open Source Intelligence、公開情報）に加え、SIGINTの下位分類としてCOMINT（Communications Intelligence、電話・無線・インターネット通信）やELINT（Electronic Intelligence、レーダーや軍事用電子装置の信号）が、IMINTの下位分類として、GEOINT（Geospatial Intelligence、地理情報）が挙げられる。

III いわゆる「スパイ防止法」に関する現況

我が国には、国家公務員法や自衛隊法に加えて、特定秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法等、国家秘密の情報漏洩に係る法律が存在している。更に、インテリジェンスに関する国家機能に係る既存法令³は多岐にわたっている。しかし、外国勢力による日本国内での諜報活動自体（いわゆる「スパイ活動」）を犯罪要件とする法律は存在しない。

欧米主要国（米国、英国、仏国及び独国等）は、「スパイ防止法」などの「スパイ」を冠に据えた法律を有しているわけではなく、各国の刑法及び公務秘密法等によって外国勢力による諜報活動を罰している。

なお、1985年（昭和60年）に議員立法によって考案された「国家秘密に係る行為等の防止に関する法律案」（以後、「昭和60年スパイ防止法案」という。）の内容は、それ以降に我が国において成立した特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法等に包含される項目も多く、昨今注視されている民間の産業スパイ活動（情報漏洩等）やサイバー犯罪（サイバー攻撃やサイバーテロ）等を網羅するものとはなっていなかった。

また、我が国のインテリジェンス・コミュニティは、内閣情報調査室を中心に、警察庁警備局、外務省国際情報統括官組織、法務省公安調査庁及び防衛省情報本部で構成されるコア4省庁に加え、拡大コミュニティとして、財務省、金融庁、経済産業省、海上保安庁が存在している。これら以外にも、国家秘密及び産業秘密等に係わる関係省庁は多岐にわたっている。

これら関係省庁へのヒアリングを通じ、いわゆる「国家秘密」に関する構造の全体像について、政府もその全体像を掴んでいないという現状が判明した。

日本維新の会は、上記内容等を調査、検討及び議論し、国家秘密等の情報漏洩等を罰する法律は既に法制化されているものの、外国勢力による日本国内での諜報活動自体を犯罪要件とする法律は存在しないことを踏まえ、現実に即した即効性及び実効性のある施策を推進する。

³ 我が国の関係法令（刑法を除く）：特定秘密保護法、公益通報者保護法、個人情報保護法、共謀罪法、国会公務員法、地方公務員法、関税法、検疫法、外国人登録法、出入国管理令、自衛隊法、防衛生産基盤強化法、日米秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法、不正競争防止法、外為法、サイバーセキュリティ基本法、不正アクセス禁止法 等

IV 具体的課題

1. インテリジェンスに関する3機能×2領域の法定化が不完全であり、完全な法定化が必要である。
2. 指定を受ける我が国の秘密情報の範囲について、必要十分な幅となっていない可能性がある。
3. 現在の特定秘密保護法等では刑罰が軽微なものに留まっている。漏洩情報によっては自衛官等が大量に死ぬこともあり得、また、国民の生命財産に甚大な被害が出ることもあり得ることに鑑み、厳罰化が必要。
4. 政府内で、秘密情報について全体像を把握している組織が不在。特に、内閣情報調査室の文民秘密保全部門と軍事秘密保全部門の連携が不十分。(現在、内閣情報官が政府内のインテリジェンスを統括する任を負っているが、警察を中心とした平時の治安・防災対応を主任務とした組織であり、有事の戦争関連情報を収集分析する能力が不十分。)
5. 日本国内において、誰が外国勢力の利益を代表する者(エージェント)であるのか、公的に特定及び認識することが困難な状況にある。
6. 対外情報機関(Foreign Intelligence Service)が存在していない。
7. 内閣情報官の権限及び内閣情報調査室の体制が不十分。(内閣情報官及び内閣情報調査室が、インテリジェンス・プロバイダー(Intelligence provider)として、最高位のインテリジェンス・カスタマー(Intelligence customer)である内閣総理大臣に対し、インテリジェンス・コミュニティの見解を統合して提出するための権限及び体制の拡充が必要。)
8. 外国勢力からのBot等を使用した影響工作(非公然活動の一種)に組織的に対抗する機関がない。外国勢力からのBot等を使用した影響工作については、そもそも機械による活動であり表現の自由の問題とはなり得ないことに留意する。
9. 日本国内における外国勢力の諜報活動自体(秘密探知行為等)を犯罪要件とする法律がない。
10. 情報要員が身分偽装を行う際の要件及び要員の保護等に関する法定化がなされていない。

等

V 中間論点整理

1. 我が党の政策的方向性

- (1) 提言書：中間論点整理を発展させ「**インテリジェンス改革**」に関する**包括的な提言書**を公表する。
- (2) 法の制定：防諜体制強化のために「**スパイ防止基本法案**」、「**外国代理人登録法**」及び「**ロビー活動公開法**」の制定並びに上記提言に即した各種新法の制定及び法改正を行う。

2. インテリジェンス機構改革に関する論点

(1) 監督機関

- 1) 国会：特定秘密保護法に基づく国会議員に対する「適性評価」
 - 衆参両院の情報監視委員会及び安全保障に関する委員会に所属する国会議員は、特定秘密保護法に基づく「適性評価」を通過した者で構成すること。
- 2) 政府：特定秘密保護法に基づく政府高官に対する「適性評価」
 - 各省庁の審議官以上の政府高官は、機微情報に触れる機会が増加することに鑑み、全員を対象として、特定秘密保護法に基づく「適正評価」等のセキュリティ・クリアランスを義務化すること。
- 3) 司法：裁判の非公開
 - 特定秘密保護法等の秘密情報が争点となる裁判については、非公開とすること。

(2) 統括組織

- 1) **国家情報局**の創設
 - 内閣情報調査室を「国家情報局」へと格上げし、国家安全保障局と同列とすること（政策部門と情報部門の同列化）。
- 2) **国家情報局長**の創設
 - 内閣情報官を「国家情報局長」へと格上げし、国家安全保障局長と同列とすること（政策部門と情報部門の同列化）。国家情報局長に、予算編成権及び人事権を付与すること。
- 3) **軍事情報部門**の強化
 - 国家情報局は、大きくは非軍事情報部及び軍事情報部で構成し、後者の部長（同局次長）は自衛官とすること。
- 4) 秘密情報アクセス権
 - 内閣総理大臣に対し、国家情報局の統括する秘密情報に関するアクセス権を付与すること（国家情報局に内閣総理大臣等への秘密情報提供義務を付与すること）。

(3) 各省庁

1) 外務省

- 「国際情報統括官組織」を「**国際情報局**」とすること。

2) 防衛省

- 合同情報会議には、防衛省情報本部長が出席すること。
- 防衛省に外交公電端末を設置し、在外公館に配置される**防衛駐在官**が、外務省に加え、防衛省に対しても直接の報告を行う体制を構築すること。

(4) 新設組織

1) **独立した対外情報庁**の創設

- 既存の組織を発展的に活用し、独立した対外情報庁（Foreign Intelligence Service）を創設すること。
※スクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
※対外情報庁は、①諜報、②防諜、③非公然活動の3機能を有し、領域としては非軍事領域の対外インテリジェンスに分類される。
- 対外情報庁の中心的な手法（Discipline）は、HUMINTである。
- その際、米国中央情報局（CIA: Central Intelligence Agency）のように国家安全保障会議又は国家安全保障局直下の独立機関とするか、英国秘密情報部（SIS: Secret Intelligence Service、通称MI6）のように外務大臣管轄下の独立機関とするかは、要検討。後者の利点は、非公然活動が失敗した際に、内閣の責任ではなく、外務大臣の責任にすることにある。組織の在り方は、米国中央情報局に倣い、総務班、工作班、分析班及び科学技術班等を設けることとする。
- 対外情報庁の人員は、各省庁からの出向ではなく、プロパー職員で構成するものとする。

2) **省庁横断的な情報要員養成機関**の創設

- 情報要員を組織的に養成するため、インテリジェンス・コミュニティ横断的な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設すること。

3. インテリジェンス機能及び領域の強化に関する論点

(1) スパイ防止基本法の制定

- 所謂スパイ活動等に係る関係省庁及び関係法令が多岐にわたり、複雑に絡み合っていることから、まず、関係省庁の所掌及び関係法令の全体像を明らかにする。これらの調整を迅速に実施するため、防諜体制強化のための「スパイ防止基本法」（仮称）を制定すべく、法案を本年臨時国会に提出することを目指す。
- その際、日本国内における外国勢力の諜報活動自体（秘密探知行為等）を犯罪要件とすること。スパイ活動自体を罰する法令整備においては、過去のスパイ活動の検挙事例を参考とし、現行法令の刑罰との擦り合わせを行うことが重要であり、行政主導で整備する方向とする。また、当該法案の制定にあたっては、日本国民の人権に配慮した内容とすること。

(2) 外国代理人登録法の制定

- 「外国代理人登録法」（Foreign Agents Registration Act）とは、外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者を透明化することを目的とする。
- 国内で活動する「外国の利益を代表して活動する者（外国代理人）」は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。
- 外国代理人登録法とロビー活動公開法は、法体系として一対である。

(3) ロビー活動公開法の制定

- 「ロビー活動公開法」（Lobbying Disclosure Act）とは、国会及び政府等に対するロビー活動を透明化し、政治に対する国民の信頼を確保することを目的とする。
- 国内でロビー活動を行う個人又は団体は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。
- 外国代理人登録法とロビー活動公開法は、法体系として一対である。

(4) 影響工作対策の推進

- 国家情報局に、影響工作対策（Disinformation 対策）の任務を付与すること。

以上